

経済危機対策における 税制上の措置

与党税制調査会は、4月に経済危機対策における税制上の措置として①住宅取得のための時限的な贈与税の軽減、②中小企業の交際費課税の軽減、③研究開発税制の拡充の三項目を決定しました。これらの項目を検討しましょう。

1 贈与税の軽減 20歳以上の者が直系尊属から居住用家屋の取得（同時に取得する敷地 家屋の増改築を含む。具体的要件は、現行の住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例と同様）に充てるための金銭の贈与を受けた場合に平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間を通じて500万円まで非課税とされます。この軽減措置は、贈与税の暦年課税または相続時精算課税の従来の非課税枠とあわせて適用可能となり、結果として暦年課税の場合は610万円、相続時精算課税の場合は4,000万円

までが非課税となる予定です。

2 交際費課税の定額控除額の引上げ 中小企業の交際費課税の見直しでは、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から現行の400万円の定額控除額が600万円に引き上げられる予定です。定額控除額に達するまでの損金算入割合（90%）の見直し等は今回は行われていませんが、交際費課税については、租税特別措置法の規定（61条の4）の期限切れにあわせて、年度改正時にさらに検討が加えられる予定です。

3 研究開発税制の拡充 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、時限的（平成21年度、22年度）に税額控除できる限度額が引き上げられます。具体的には控除上限額（現行は当期の法人税額の20%）が、来年度までの特例として法人税額の30%とされます。また、平成21年度、22年度中に生じる税額控除限度超過額について、平成24年度までの法人税額から控除が可能となります。

4 今後 これらの措置の扱いには、その適用時期を含めて充分注視しておく必要があります。

ナマの税務相談室

Q 親戚に税理士さんがいて幸いです。父の遺産は約7億でうち5億は有価証券で、その内訳は合名会社の持分3億円、上場

株10銘柄でいずれもM外資証券の一般口座に父名義で運用保管されていて約2億円です。税額の予想は23億円余ではないかと。

A 私も 郎さん作成の目録により評価しましたが、預貯金も1億円余。郎さんが有価証券の物納を考えるのも尤もです。

Q 物納財産は1、2、3、4と順位があり国債、不動産に次ぎ第三順位が有価証券そして上場会社の後に非上場会社、当家合名会社Z薬局の出資持分は3000口3億円の内わが家の住宅、敷地は終戦直後から会社の財産で物納申請はし易いのでは。

A そうそう、しかし、非上場会社は親族で物納価額で購入方打診があるというそうですが。

有価証券の物納

Q これが恵まれていて、弟の三郎家族が国の払い下げになっても融資備え充分、しかも故父の孫が薬科大学卒業薬剤師の資格も

あり、購入希望。

A 一郎さん、当局としては上場株の内から物納充当された方が許可は受け易い。

Q しかし先生、上場株も当家の運営株もM外資証券が物納経験豊富で、故父の口座はいつでも当局に振替できる準備も着々との情報です。

A 一郎さん、来週にでも、S署のK納税専門官の許に二人で行き、当局の考え方を打診して、非上場Z薬局の出資か、上場株T自動車外数銘柄の物納か、親族一同で一堂に会し、決定しましょう。

Q 判りました。長姉が無限責任社員の代表者ですので、長姉の存念を、特に承りましょう。